

令和4年度決算 財務書類

注記（一般会計等）

1 重要な会計方針

（1）有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時においては、有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは再調達原価としています。ただし、道路、河川、水路の敷地のうち、取得原価が不明なもの及び無償で移管を受けたものは、備忘価額1円としています。開始後は原則として取得原価としています。

（2）出資金の評価基準及び評価方法

- ア 市場価格のあるもの・・・・・・会計年度末における市場価格（該当なし）
- イ 市場価格のないもの・・・・・・出資金額

（3）有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）・・・・・・定額法

主な耐用年数は以下のとおりです。

- ア 建物 15年～50年
- イ 工作物 10年～60年
- ウ 物品 3年～10年

②無形固定資産・・・・・・定額法

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

（4）引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

②賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

③退職手当引当金

退職手当債務から、組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち加西市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金、要求払預金）及び現金同等物（3か月以内の短期投資等）

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式としています。

②物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価額が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

③資本的支出と修繕費の区分基準は、原則、法人税法基本通達第 7 章第 8 節によります。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

平成 27 年度決算までは総務省方式改訂モデルにより財務書類 4 表を作成していましたが、平成 28 年度から統一的な基準による地方公会計マニュアルに基づき財務書類を作成しています。

(2) 表示方式の変更

有形固定資産の減価償却累計額について、各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除して得た額を当該各有形固定資産の金額として表示する方法（直接法）から、各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもって表示する方法（間接法）に変更しました。

3 重要な後発事象

該当はありません。

4 偶発債務

該当はありません。

5 追加情報

(1) 対象範囲（対象とする会計）

一般会計、公園墓地整備事業特別会計

(2) 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の係数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.3%	—

(5) 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費（一般会計）・・・・・・707,592 千円

(6) 基準変更による影響額等

該当はありません。

(7) 売却可能資産の範囲及び内訳

売却可能資産の範囲は、翌年度予算において財産収入として措置されている公共資産で、「土地」47,490 千円となっており、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に基づき、固定資産台帳上は再評価を行わないこととしています。

(8) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

減債基金の積立不足額ははありません。

(9) 基金借入金（繰替運用）の内容

基金名称	運用期間	繰替運用額（千円）
財政調整基金	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日	3,255,505
減債基金	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日	458,426
地域福祉基金	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日	60,848
ふるさと創生基金	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日	495,178
人材育成基金	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日	84,367
文化・スポーツ振興基金	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日	16,446
ふるさと応援基金	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日	4,019,575
市立加西病院新病院建設応援基金	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日	12,000

(1 0) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額・・・12,276,443 千円

(1 1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

区分	金額 (千円)
標準財政規模	12,042,910
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,679,479
将来負担額	30,821,154
充当可能基金額	11,440,153
特定財源見込額	1,524,346
地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額	20,145,187

(1 2) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

②余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(1 3) 基礎的財政収支

項目	金額 (千円)
収入総額 (A)	26,917,262
地方債発行額 (B)	811,100
財政調整基金取崩額 (C)	0
支出総額 (D)	27,293,001
地方債元利償還金 (E)	1,996,106
財政調整基金積立金 (F)	638,684
基礎的財政収支 (A－B－C－D＋E＋F)	1,447,951

(1 4) 既存の決算情報との関連性

項目	歳入 (千円)	歳出 (千円)
歳入歳出決算書 (一般会計)	27,978,055	27,290,996
歳入歳出決算書 (公園墓地整備事業特別会計)	22,638	17,005
精算 (繰出金)	△15,000	△15,000
前年度繰越金	△1,068,431	—
(端数調整)		
資金収支計算書	26,917,262	27,293,001

(1 5) 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収	2,459,911 万円
投資活動収入の国県等補助金収入	710,108 千円
減価償却費	△3,157,957 千円
賞与引当金繰入金の増減額	△14,321 千円
退職手当引当金繰入金の増減額	△143,844 千円
徴収不能引当金の増減額	1,756 千円
資産売却損益	△113,515 千円
未収債権の増減額	△14,177 千円
その他の資産・負債の増減額	△1,250 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△273,289 千円

(1 6) 一時借入金の状況

一時借入金の借り入れはありません。

なお、一時借入金の限度額は、5,000,000 千円です。

(1 7) 重要な非資金取引

該当はありません。